



富士山スカイラインから見た朝焼けの富士山。風が強く、乾燥した雪が降る富士山では、全体を雪に覆われ、樹木にまで着雪しているのはめずらしい光景です。(写真提供：静岡県御殿場市)

昨年暮れの衆議院議員選挙結果を受けて、一二月二六日に第二次安倍内閣が発足した。安倍総理は就任記者会見で、「持続可能な社会保障制度の確立は喫緊の課題であり、三党合意に基づいて、社会保障・税一体改革を継続していく」と述べた。

第二次安倍内閣の厚生労働大臣には田村憲久氏が就任した。田村氏は、昭和三十九年生まれで、三重四区選出の衆議院議員。平成八年に衆議院議員に初当選し、六期目となる。総務副大臣、厚生労働大臣政務官、文部科学大臣政務官、衆議院厚生労働委員会委員長などを務めた。

厚生労働副大臣には、榊屋敬悟氏(衆議院議員・中国比例区選出)と秋葉賢也氏(衆議院議員・宮城二区選出)が就任した。また、厚生労働大臣政務官には、渡嘉敷奈緒美(とかしきなおみ)氏(衆議院議員・大阪七区選出)と丸川珠代氏(参議院議員・東京都選出)が就任した。

平成三年国民年金被保険者実態調査結果の概要

この調査は、三年おきに実施されているもので、国民年金第一号被保険者について、保険料の納付状況ごとにその実態を明らかにし、今後の国民年金事業運営に必要な資料を得ることを目的とするものである。

調査対象は、平成三年三月末現在で二〇〇五九歳であった全国の第一号被保険者およびその世帯で、任意加入被保険者、外国人、法定免除者などは除かれている。

調査対象となった第一号被保険者一、七三七万一千人の保険料納付状況をみると、納付者は八四三万五千人で総数の四八・六％、このうち完納者が六六七万九千人で三八・四％、一部納付者が一七五万六千人で一〇・一％、一号期間滞納者が四五五万一千人で二六・二％、申請全額免除者が二二九万人で二三・

二％、学生納付特例者が一七一万四千人で九・九％、若年者納付猶予者が三八万一千人で二・二％となっている。

保険料の納付方法

保険料の納付方法をみると、納付者総数では口座振替が最も多く五四・二％となっている。保険料納付状況別にみると、完納者は口座振替が六二・〇％と最も多いが、一部納付者は二〇・八％と少なく、一部納付者については、コンビニエンスストアが四六・一％と最も多い。

保険料の納付方法の推移をみると、完納者、一部納付者ともに、銀行等の窓口の占める割合が減少し、コンビニエンスストアの占める割合が増加している。また、年齢階級別に納付方法をみると、高年齢層では口座振替の割合が高く、若年層では高年齢層に比べてコンビニエンスストアを利用している割合が高い傾向にある。

さらに、都市規模別に納付方法をみると、小都市・町村で口座振替を利用している割合が五九・〇％と高く、大都市ではコンビニエンスストアを利用している割合が二二・〇％と高いことがわかる。

保険料を納付しない理由

一号期間滞納者について、年齢階級別に国民年金保険料を納付しない理由をみると、すべての年齢階級において「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」との理由が最も高い。また、五〇歳代を除くすべての年齢階級において、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」との理由に次いで「年金制度の将来が不安・信用できない」との理由の割合が高い。

なお、世帯の総所得金額が一、〇〇〇万円以上であっても五五・八％が「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」であると回答している。

Topics

第二次安倍内閣

持続可能な社会保障制度の確立は喫緊の課題

年金報

2013.1.5 January

Vol.644

発行所 社団法人日本国民年金協会
編集発行人 河野 暁

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5
TEL. 03-3265-2885 FAX. 03-3265-2894

http://www.nenkin.or.jp/
E-mail: koho08@nenkin.or.jp

振替 東京 00190-2-77193

年間購読料 1,890円(税込・送料共)
(昭和34年3月30日第3種郵便物認可)

Contents

2

年頭所感

阿部拘日本国民年金協会会長および香取照幸
厚生労働省年金局長の年頭所感を掲載する。

3 市区町村の声

徳島県徳島市

原秀樹市長・保健福祉部
保険年金課国民年金係

「市民が住みやすく、外の人も訪れたいと思う
徳島市にしたい」と語る市長、川とLEDの輝
きが魅せる「心おどる水都」徳島市を取材した。

4 ~ 5

国民年金基金広報

国民年金基金加入促進のためのポスターとし
て、みなさまにご覧になっていただきやすい
場所に掲載してください。

6 ~ 7 頑張る！ 年金事務所

新宿年金事務所

147名の職員を抱える東京の代表年金事務所、
職員間の風通しがよく、コミュニケーションの円滑な
職場づくりを目指す新宿年金事務所を取材した。

LEDが魅せるまち・とくしま

「徳島LEDアート
フェスティバル2013」

水と緑に恵まれた徳島の街にLEDの光を加えた、新しい魅力をもつ「水都・とくしま」を創造するための芸術文化と最新のLED技術が出逢う芸術祭、「徳島LEDアートフェスティバル2013」が開催されます。

LEDは省電力、低発熱、長寿命、かつ水銀・鉛を使わない、環境の世紀にふさわしい第4世代の光源であり、今後巨大な市場が期待されている産業分野であり、徳島には、青色白色LEDの商品化を世界で初めて行い、LEDの売り上げにおいて圧倒的なシェアを占めている世界最大のLEDメーカーの存在があります。

「徳島LEDアートフェスティバル2013」は、2013年4月20日(土)から4月29日(月祝)の10日間、徳島市の中心部であるひょうたん島を舞台に、国内外で活躍中の作家や一般公募作家による約50作品の展示に加えて、様々な関連イベントも開催します。

水とともに生きてきた徳島に、人間の知恵の結晶であるLED産業が集積しつつある今日、この未来の光のLEDを、徳島の豊かな資産に重ね合わせ、「水都・とくしま」を舞台に、土地と歴史と人間と未来が交響しあう「徳島LEDアートフェスティバル2013」が夜の徳島を彩ります。



年 頭 所 感

明けましておめでとうございま

す。
会員の皆様をはじめ関係者の皆

様に
おかれましては、新しい年を
迎えられ心新たに一年をスタート
されたこと存じます。

一昨年
の東日本大震災の復興の
足どりに
もどかしさや不安を感じ
ている
人が多いのではないでし
ょうか。
一日も早い復興がなされる
ことを
祈念し、被災されました皆
様には
改めてお見舞い申し上げる
次第
です。

この
数年の我が国の政治、経
済、外
交は、混乱の極みといっ
ても過
言ではないのでし
ょう。年金
制度を取り
巻く環境も
同じでは
ないでし
ょうか。
やっと昨年
十一月に
社会保障
制度改革
国民会議
が設置さ
れ、議論
がスタート
しま

平成
二十五
年の新春
を迎える
に当たり
、謹んで
お慶び申
し上げま
す。
年の初め
に当たり
、日頃から
の年金行
政への理
解とご協
力に厚く
御礼を申
上げます
とともに
、今後の
年金行政
につつま
して新年
に臨む決
意を述べ
させてい
た下さ
います。

昨年
は、社会
保障と税
の一体改
革の関連
法案とし
て、年金
機能強化
法、被用
者年金一
元化法、
国民年
金法改正
法、年金
生活者給
付金法の
四本の法
律が成立
しました。

一体改
革では、
基礎年金
の国庫負
担割合に
ついて、
平成二十四
年度・二
十五年度
は、年金
特例公債
を活用し
て二分の
一とし、
平成二十
六年度以
降は、消
費増税を
財源とし
て、恒久
的に二分
の一とす
ることな
りました
。さらに
、特例水
準を段階
的に解消
し、過剰
給付とな
っている
年金給付
額の適正
化を図り
、マクロ
経済スラ
イドの発
動のため
の条件が
整備され
ました。
これによ
り、平成
十六年改
正

した。
会議は、
先に成立
した一体
改革関連
法で本年
八月二日
までに結
論を得る
と定めら
れています
。昨
が、今度
こそ年金
制度を政
争の具と
しないで
議論を尽
くし、国
民が

それ
に基づき
信頼の上
で協力が
必要です
。次世代
につなぐ
強い絆と
して築か
なければ
なりません
。昨
年から日
本年金機
構は、地
域活動の
展開を積
極的に取
り組んで
おら

安心と信頼を得られる
年金制度を

社団法人日本国民年金協会 会長

阿部 恂



安心
して加入
し、保険
料を納め
、年金を
受け取る
ことができ
る年金制
度にして
欲しいと
願うのは
誰しも同
じではな
いであら
うか。

年金
制度は、
国民の深
い理解と
対する理
解をより
深め、信
頼を得

るこ
とが大切
なです。
特に、国
民年金に
おいては
、国民年
金の発足
時に比べ
て市区町
村の担当
する業務
は少なく
なりまし
たが市区
町村の果
たす役割
は大き

なが
り、年金
制度に対
する理解
を深め信
頼を得る
ことにな
ります。
国民が進
むべき道
、年金制
度につい
て信頼と
理解を深
めるもの
を国民の
前にはっ
きり示す
ことを年
頭に当た
って望み
ます。

何ら
変わりは
ありません
。
これまで
当協会は
、会員及
び関係者
の皆様に
『年金広
報』や国
民に年金
制度への
理解を深
めるため
の各種資
料などを
提供して
きまし
た。また
、同様の
趣旨で年
金委員の
方々の組
織化など
への努力
も重ねて
きました
。年金行
政の構造
変化、バ
ランスの
崩れたこ
の時代に
あって、
会員及び
関係者の
皆様の要
望に十分
応えられ
たかにつ
いてはい
ささか忸
怩たる思
いもない
ではあり
ません。
年金制度
の前線に
立つ会員
及び関係
者の皆様
にとって
は激動の
時代だけ
により多
くの情報
を求めて
おられる
と思いま
す。年金
行政の構
造的な変
化の中で
、様々に
困難な問
題、難し
い課題が
生じては
いますが
、それだ
けに最前
線に立つ
会員と関
係者の皆

様
のご苦勞
が絶えな
いのだと
思ってい
ます。
しかしな
がら、昨
今の取り
巻く厳し
い環境の
なか、こ
れまでも
会員の皆
様のご理
解をいた
だき事業
の見直し
や経費の
削減など
経営努力
をし、事
業運営を
継続して
参りました
が財政状
況は極め
て厳しい
状況にあ
ります。
協会のあ
り方につ
いては、
昨年の定
期総会で
会員の皆
様にご相
談申し上げ
ましたと
ころ協会
の存続を
望む意見
が多く寄
せられた
のですが
、なかなか
妙案もな
くこの二
月に臨時
総会を開
催すること
としています
。

で構
築された
財政フレ
ームがよ
り強固な
ものとな
りました
。
また、短
時間労働
者に対する
厚生年金
の適用拡
大、被用
者年金の
一元化や
受給資格
期間の短
縮、低所得
高齢者等
に対する
年金生活
者支援給
付金の支
給など、
働き方や
ライフコ
ースに中
立的な制
度の確

保
険者記録
不整合問
題に取り組
んでいま
す。
企業年金
制度につ
いては、
昨年のい
わゆるA
IJ問題
を契機に
厚生年金
基金をめ
ぐる課題
が顕在化
しました
。
厚生年金
基金は、
かつては
企業年金
の中核で
したが、
現在は約
半

より
、制度全
体を十年
間かけて
縮小しつ
つ、廃止
することを
内容とし
る制度改
革の試案
を提示し
ています
。
今後、社
会保障審
議会の下
に設置し
た専門委
員会で議
論を進め
、成案が
得られれ
ば、法律
案の提出
に向けた
準備を進
めていま
す。

社会
保障協定
については
、昨年三
月一日か
らブラジ
ル及びス
イスとの
協定が発
効しており
、これま
でに発効
した協定
国数は十
四カ国と
なっており
ます。本
年はイン
ドとの協
定について
、国会承
認に向け
て準備を
進めてま
います。ま
た、現在
、中国等
の九カ国
との間で
交渉や協
議を行っ
ているこ
ろであ
り、今後
とも、協
定締結の
一層の拡
大に取り組
んでまい
ります。
年金記録
問題につ
きまして
は、これ
までに、
未統合記
録約五千
万件のう
ち、約二
千九百萬
万件の記
録を解明
するなど
の実績を
あげてお
ります。ま
た、紙台
帳とコン
ピュータ
記録の突
き合わせ
につつま
して、必
要な作業
を進めて
おります
。

を二
月末から
開始する
など、今
後とも、
年金記録
問題に全
力で取り
組んでま
います。
日本年金
機構は、
発足後三
年が経過
しましたが
、この間
、最優先
課題であ
る年金記
録問題へ
の取組と
あわせて
、年金相
談の待ち
時間の更
なる短縮
や、分か
りやすさ
を追求し
たアニュ
アルレポ
ート(年
次報告書
)の発行
、国民年
金保険料
の後納制
度の施行
への対応
など、よ
り一層の
お客様サ
ービス向
上を目指
した取組
を進めて
きました
。
年金制度
を安定的
に運営し
ていくた
めには、
基幹業務
の着実な
取組が重
要であり
、国民年
金保険料
の納付率
の向上、
厚生年金
保険の未
適用事業
所に対す
る適用の
促進、組
織風土改
革の更な
る推進な
どについ
て、なお
一層努力
すること
が必要で
あり、こ
うした取
組の強化
を図るよ
う機構を
指導して
まいりま
す。

また
、若い方
々を中心
に公的年
金の意義
をお伝え
していく
ため、高
等学校の
説明や大
学での相
談

立や
年金の最
低保障機
能の強化
を図りま
した。
今後は、
成立した
法律の円
滑な施行
に取り組
むとともに
、社会保
障・税一
体改革大
綱や年金
機能強化
法附則で
検討する
こととさ
れた事項
などにつ
いて検討
し、制度
のさらな
る改善に
全力で取
り組みま
す。さら
に、国民
年金の第
三号被

数が
いわれる
「代行割
れ」とな
るなど、
近年、財
政問題が
深刻化し
ています
。今後の
運用環境
によっ
ては、代
行割れ基
金が増加
し、公的
年金財政
にも影響
を与えかね
ないこと
から、厚
生労働省
では、財
政が悪化
している
基金は早
期の解散
を促し、
財政が健
全な基金
は他の企
業年金へ
の移行を
促すこと
に

年金
の資金運
用につい
ては、厳
しい経済
環境が続
いており
ます。長
期的な観
点から、
安全かつ
効率的な
運用に努
めてまい
ります。ま
た、昨年
に引き続
き、社会
保障審議
会年金部
会に設け
られた専
門委員会
において
、積立金
運用の在
り方につ
いて議論
を行って
行きます
。

年金
の資金運
用につい
ては、厳
しい経済
環境が続
いており
ます。長
期的な観
点から、
安全かつ
効率的な
運用に努
めてまい
ります。ま
た、昨年
に引き続
き、社会
保障審議
会年金部
会に設け
られた専
門委員会
において
、積立金
運用の在
り方につ
いて議論
を行って
行きます
。

年金
の資金運
用につい
ては、厳
しい経済
環境が続
いており
ます。長
期的な観
点から、
安全かつ
効率的な
運用に努
めてまい
ります。ま
た、昨年
に引き続
き、社会
保障審議
会年金部
会に設け
られた専
門委員会
において
、積立金
運用の在
り方につ
いて議論
を行って
行きます
。

年金
の資金運
用につい
ては、厳
しい経済
環境が続
いており
ます。長
期的な観
点から、
安全かつ
効率的な
運用に努
めてまい
ります。ま
た、昨年
に引き続
き、社会
保障審議
会年金部
会に設け
られた専
門委員会
において
、積立金
運用の在
り方につ
いて議論
を行って
行きます
。

新年を迎えて

厚生労働省年金局長

香取 照幸



立や
年金の最
低保障機
能の強化
を図りま
した。
今後は、
成立した
法律の円
滑な施行
に取り組
むとともに
、社会保
障・税一
体改革大
綱や年金
機能強化
法附則で
検討する
こととさ
れた事項
などにつ
いて検討
し、制度
のさらな
る改善に
全力で取
り組みま
す。さら
に、国民
年金の第
三号被

数が
いわれる
「代行割
れ」とな
るなど、
近年、財
政問題が
深刻化し
ています
。今後の
運用環境
によっ
ては、代
行割れ基
金が増加
し、公的
年金財政
にも影響
を与えかね
ないこと
から、厚
生労働省
では、財
政が悪化
している
基金は早
期の解散
を促し、
財政が健
全な基金
は他の企
業年金へ
の移行を
促すこと
に

年金
の資金運
用につい
ては、厳
しい経済
環境が続
いており
ます。長
期的な観
点から、
安全かつ
効率的な
運用に努
めてまい
ります。ま
た、昨年
に引き続
き、社会
保障審議
会年金部
会に設け
られた専
門委員会
において
、積立金
運用の在
り方につ
いて議論
を行って
行きます
。

年金
の資金運
用につい
ては、厳
しい経済
環境が続
いており
ます。長
期的な観
点から、
安全かつ
効率的な
運用に努
めてまい
ります。ま
た、昨年
に引き続
き、社会
保障審議
会年金部
会に設け
られた専
門委員会
において
、積立金
運用の在
り方につ
いて議論
を行って
行きます
。

年金
の資金運
用につい
ては、厳
しい経済
環境が続
いており
ます。長
期的な観
点から、
安全かつ
効率的な
運用に努
めてまい
ります。ま
た、昨年
に引き続
き、社会
保障審議
会年金部
会に設け
られた専
門委員会
において
、積立金
運用の在
り方につ
いて議論
を行って
行きます
。

年金
の資金運
用につい
ては、厳
しい経済
環境が続
いており
ます。長
期的な観
点から、
安全かつ
効率的な
運用に努
めてまい
ります。ま
た、昨年
に引き続
き、社会
保障審議
会年金部
会に設け
られた専
門委員会
において
、積立金
運用の在
り方につ
いて議論
を行って
行きます
。

立や
年金の最
低保障機
能の強化
を図りま
した。
今後は、
成立した
法律の円
滑な施行
に取り組
むとともに
、社会保
障・税一
体改革大
綱や年金
機能強化
法附則で
検討する
こととさ
れた事項
などにつ
いて検討
し、制度
のさらな
る改善に
全力で取
り組みま
す。さら
に、国民
年金の第
三号被

数が
いわれる
「代行割
れ」とな
るなど、
近年、財
政問題が
深刻化し
ています
。今後の
運用環境
によっ
ては、代
行割れ基
金が増加
し、公的
年金財政
にも影響
を与えかね
ないこと
から、厚
生労働省
では、財
政が悪化
している
基金は早
期の解散
を促し、
財政が健
全な基金
は他の企
業年金へ
の移行を
促すこと
に

年金
の資金運
用につい
ては、厳
しい経済
環境が続
いており
ます。長
期的な観
点から、
安全かつ
効率的な
運用に努
めてまい
ります。ま
た、昨年
に引き続
き、社会
保障審議
会年金部
会に設け
られた専
門委員会
において
、積立金
運用の在
り方につ
いて議論
を行って
行きます
。

年金
の資金運
用につい
ては、厳
しい経済
環境が続
いており
ます。長
期的な観
点から、
安全かつ
効率的な
運用に努
めてまい
ります。ま
た、昨年
に引き続
き、社会
保障審議
会年金部
会に設け
られた専
門委員会
において
、積立金
運用の在
り方につ
いて議論
を行って
行きます
。

年金
の資金運
用につい
ては、厳
しい経済
環境が続
いており
ます。長
期的な観
点から、
安全かつ
効率的な
運用に努
めてまい
ります。ま
た、昨年
に引き続
き、社会
保障審議
会年金部
会に設け
られた専
門委員会
において
、積立金
運用の在
り方につ
いて議論
を行って
行きます
。

年金
の資金運
用につい
ては、厳
しい経済
環境が続
いており
ます。長
期的な観
点から、
安全かつ
効率的な
運用に努
めてまい
ります。ま
た、昨年
に引き続
き、社会
保障審議
会年金部
会に設け
られた専
門委員会
において
、積立金
運用の在
り方につ
いて議論
を行って
行きます
。

はら ひで き

徳島県徳島市

原 秀樹 市長



川とLEDの輝きが魅せる 「心おどる水都」

徳島市は人口約二六万人。市内には数多くの川が流れ、夜には橋をはじめ街のいたるところにLEDの光が輝く、美しい「水都」だ。観光ほかさまざまな分野で活性化を図るべく、周辺自治体と連携して諸施策を行う「定住自立圏構想」も進めている。

徳島市といえば、毎年八月に開催される「阿波おどり」。期間中、約二三〇万人が訪れ、「徳島市民にとっては、阿波おどりを中心に一年が回っている感じですね（笑）」と原秀樹市長。市内には九月始まりのカレンダーまで売られているとか。

しかし、徳島市の魅力は阿波おどりだけではない。市内には日本三大暴れ川の一つ「吉野川」をはじめ、大小一三八もの河川が流れ、市中心部には市のシンボリック存在「眉山」があるなど自然と水が豊かなまちである。この眉山山頂から見下ろす景色は実に美しい。市のキャッチフ

レーズ「心おどる水都」とくしまにも思わす納得がいく。

夜になると、橋や川沿いにLEDのイルミネーションが灯り、川面に映えて幻想的。徳島市では、その豊かな水辺空間と地域資源であるLEDを活用したまちづくりとして、LEDによる景観整備を行っており、市街地に架かる三つの橋をLEDアート作品として整備している。「光がたくさんある都心の夜景とは違い、『闇のなかにある光』の美しさと芸術性で、よくそと差別化しています」（市長）。

二〇一〇年からはトリエンナーレの形で「徳島LEDアート



世代を超えて支え合うために年金制度は不可欠

フェスティバル」も始め、今年四月には第二回目が開催される。

徳島市は、四国四県で唯一、中核市ではない県庁所在地。人口が要件に満たないためである。

「平成の大合併では急いで合併した自治体も多く、良くなった点も悪くなった点もあると聞く。その反省も踏まえ、じっくり検討して将来の中核市化を考えたいと思っています」（市長）。

そこで現在取り組んでいるのが「定住自立圏構想」。周辺一市町村と協定を結び、徳島東部圏域全体で地域の活性化を進めるもの。少子高齢・人口減少時代のなか、諸施策を市町村が単独で行うよりは、周辺市町村で連携して取り組んだほうが効果的という考えだ。この定住自立圏構想の取組みのひとつが二〇一〇年五月に設立した「徳島東部地域体験観光市町村連絡協議会（愛称：とくしま旅づくりネット）」。

広いエリアの資源を活用した観光メニューを開発して観光活性化を図っている。

年金については、『将来もらえないのでは』という不安が若者の間にあるが、だれもが歳をとっていく中で、世代を超えて

徳島市 Data Box

【人口】（平成24年11月1日現在）

総人口	263,557人
男	125,233人
女	138,324人

【年金被保険者数】（平成24年10月31日現在）

第1号被保険者	36,492人
第3号被保険者	17,515人

【年金受給者数】（平成24年3月31日現在）

国民年金	22,539人
厚生年金	62,839人

【年金受給額】（平成24年3月31日現在）

国民年金	36,843百万円
厚生年金	45,585百万円

（資料 徳島市、徳島北年金事務所）

支え合うのに不可欠なのが年金。良い制度内容に育てなければ」と市長は話す。

市民と協働のまちづくりも進めている。市の中心部を流れる新町川と助任川に囲まれたエリアは、その地形から「ひょうたん島」と呼ばれており、市民NPOの手により島の周りを船で一周するクルーズが運営されている。船長が川から見えるまちの歴史や意外なエピソードなどもガイドしてくれて、観光客にも好評。川沿いで遊ぶ子どもや大人が乗客に手を振ったりして、触れ合いが感じられるのもうれしい。実はこのクルーズ、約二〇年前に始まった市民による川の清掃活動から生まれた。

市では現在、ひょうたん島に「川の駅」となる拠点を設け、船を日常の交通手段とする構想も計画している。「阿波おどりと同じく、ひょうたん島クルーズも、市民の生活から生まれたもの。市民の普段の生活が、外から見ると『いいな』と思われるような観光資源にもなれば」と市民が住みやすく、外の人も訪れたいと思う徳島市にしたいと思っています」（市長）。

国年担当者から

徳島県徳島市 保健福祉部 保険年金課 国民年金係

心は常に 「市民目線」



（後列左から）林主任主査・吉田主査・好野主任主査・田淵主査・芳田嘱託員
（前列左から）布袋主事・新居主事・田中係長・江口主事・北谷嘱託員

徳島市国民年金係は職員一〇人。窓口では、易しい言葉で説明すること、相手の話をよく聞くことを心がけている。「どこにいつ就職・退職したか、いつ結婚・離婚したか等を、一つも落とさないように、少しでも受給につながれるように対応しています」と言うのは、同係在籍二四年のベテラン・芳田久美子さん。少しの年金でも、「これで孫にお小遣いをやれる」と喜んで帰る高齢者を見るとうれしい。「長生きして、いっぱいもらってくださいね、なんてお声をかけています」（芳田さん）。

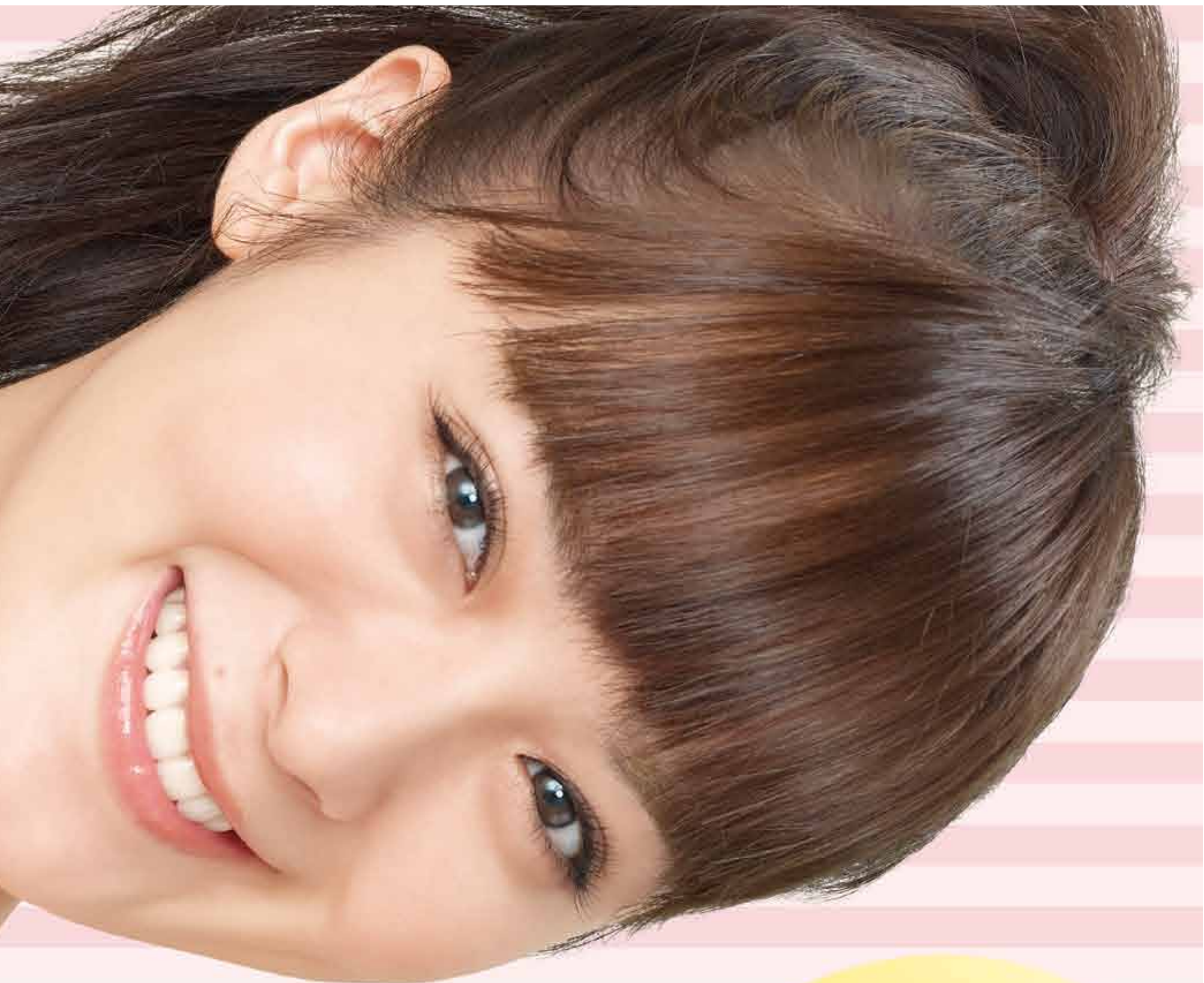
相談者を見て思うのは、年金制度への不信感があること。説明すれば理解してくれる若者もいるので正しい広報が必要だと思うが、日本年金機構設立以降、ポスターは仕分け対象となつたため、以前のものを金額等を貼り替えて使用している。

制度自体が信頼されるものになる必要もある。「やはり支給額を増やすというのは、四〇年払い続けて月六万円の支給額では、納付もためらうと思います」（芳田さん）。「夫婦二人合わせて月一二万円の年金でなんと

か暮らしてきたのに、妻に先立たれ、これから月六万円どうやっていけばいいのか」と窓口で泣く高齢男性もいる。職員みな、無力感を感じるときだ。

同係では、相談者にとって対応したかの履歴もパソコンに保存しているため、その後の来庁の際も応対しやすい。徴収業務が市町村から国に移った際、こうした情報の管理は廃止されるはずだったが、「必要な情報だから」と当時の職員が死守。「これがいま本当に役立っているんです」と田中宏子係長は言う。昔は納付を拒否した人が、やがて免除申請をして、その後障害者手帳を取得して相談に来たというケースにも、この情報があるからこそ対応しやすい。

また、何でも年金事務所へつなぐ必要がなく、窓口でワンストップで済む。足を引きずって来庁された高齢の人に「年金事務所に行ってください」とは言えないですからね（田中係長）。市民に直接向き合う市役所としては、「市民目線」で対応するのは当たり前という意識が、徳島市国民年金係の職員にはしっかりと根付いているといえる。



ムービーウィンドウ

老後まで
トーン!

- 掛金は全額所得控除で税金もお得。
- 掛金は自由に設定。

老後から
トーン!

- 基本は終身年金。受け取り。
- 基本は一生お支払い。
- 万が一の時には
ご家族に一時金も。

私も
加入して
います！

貫地谷しほり

今と未来に確かなメリット

国民年金基金

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金

自営業、フリーランスの方など、国民年金の保険料を納めている

60歳未満の方（国民年金の第1号被保険者）がご加入できる公的な年金制度です

資料請求・ご相談・お問い合わせは

お気軽に今すぐこちらへ！

※地域によっては携帯電話からはつながらない場合があります。

フリーダイヤル

ロゴ

ヨイクニ

0120-65-4192

年金額のシミュレーションもできます。

www.npfa.or.jp

国民年金基金

検索

携帯用



頑張る！

年金事務所

職員間の風通しのよい、
コミュニケーションの円滑な職場を

前回は大阪府の代表事務所である大手前年金事務所取材したが、今回は東京都の代表事務所である新宿年金事務所を取材した。

新宿といえば、超高層ビル街の新宿副都心と、都内でも有数な歓楽街である歌舞伎町を抱える。新宿年金事務所は、東京都内にある二八か所の年金事務所のうち千代田、中央、港、渋谷とともに五大人年金事務所の一角をなす。

新宿年金事務所（東京都）

新宿年金事務所は、山手線の新大久保駅から東へ一〇分ほど歩いたところにある。年金事務所へ向かう道の両側には、「新大久保コリアタウン」にふさわしく韓国料理店、韓流ショップ、韓国スーパーなどが軒を連ねており、平日にもかかわらず狭い歩道にたくさんの人が歩いている。

この「新大久保コリアタウン」を抜けたところ日本年金機構南関東ブロック本部と同じ建物の中に新宿年金事務所がある。

新宿年金事務所はメガ事務所と呼ばれる都内の五大人年金事務所

所の一つだけあって、七課一室、一四七名の職員を抱える大規模な年金事務所である。この新宿年金事務所を率いるのは福島弘文所長である。福島所長は平成二三年一〇月からこの新宿年金事務所の所長を務めている。

福島所長は、新宿年金事務所に赴任する前は日本年金機構発足の平成二二年一月から都内の武蔵野年金事務所の所長を務めていた。そして、武蔵野年金事務所の前は、山梨県の大月社会保険事務所所長を務めていた。職員数三〇名ほどの事務所

ある職員にはより多くの負荷がかかってしまっていた。この職員構成の複雑さとスキルの多様さについては、ほかの年金事務所長も同じような苦労をしていた様子である。また、それまでの役所という立場から、機構という民間の組織に移行したため、組織としてもお客様サービスの向上を求められ、職員の意識についても「すべてがお客様のために」という意識を改めて根づかせていかなければならなかったという。

機構が発足して一年九か月たって、福島所長はさらに規模の大きい新宿年金事務所長へ異動することになった。武蔵野年金事務所がどちらかというと住民系の年金事務所であるのに対し、新宿年金事務所は、膨大な事業所数を抱える事業所系の事務所である。

これまで取材してきた年金事務所の組織では、四課一室、すなわち厚生年金適用調査課、厚生年金徴収課、国民年金課、年金記録課としてお客様相談室を基本とし、代表事務所総務調整課が置かれるというのが一般的であった。しかし、ここ新宿年金事務所では、総務調整課、厚生年金適用課、厚生年金調査

機構発足後は、職員の構成が複雑化するとともに、そのスキルも多様である。しかし、業務に穴をあけるわけにはいかないため、スキルの

前列左から、小澤課長、瀬川副所長、福島所長、箕輪副所長。後列左から、栗原課長、植竹課長、逸見課長、鈴木室長、橋本課長、本田課長。

課、厚生年金徴収第二課、厚生年金徴収第二課、国民年金課、年金記録課としてお客様相談室の七課一室の組織となっている。組織の大きさとともに、新宿

副所長に聞く

瀬川佳之副所長は、平成二三年四月から新宿年金事務所の副所長を務めている。その前は、東京事務センターで国民年金の免除・学生納付特例を担当するグループ長を務めていた。機構発足時の事務センターでは何かと混乱が多かったが、瀬川副所長自身としては、在任中に完成形に持っていけたという想いがあったという。

瀬川副所長は、ここ新宿年金事務所では、厚生年金適用課、厚生年金調査課、厚生年金徴収第一課および第二課を統括している。また、代表事務所の副所長として南関東ブロック本部の参事役も兼務しているため、関係機関との連絡調整も重要な業務であるという。

「地域年金展開事業」では、ブロック本部に相談して「わたしと年金」エッセイ募集用のポスターを作成し、東京都的教育庁と折衝して中学校や高等学校への送付を行った。これは将来年

年金事務所は東京都の代表事務所となっているため、福島所長は、事務所内外の調整役としての責任も担っている。最近では、新年の一月末から開始が予定されている「気になる年金記録、再確認キャンペーン」に関して、南関東ブロック本部とともに代表事務所として都庁との調整を行い、各事務所への連絡をとっているという。また、このほかにも、都内二八か所の年金事務所間を五つのエリアに区分し組織している幹事所長会議を適宜開催している。

金ゼミナーを開くための足掛かりをつくるために企画したものだという。瀬川副所長は、「中学校の義務教育のなかで年金をきちんと扱うべきである」と考えている。そのためにも、新宿区の教育委員会に中学校での年金ゼミナーのお願いをしている。

また、医療系・看護系の大学や専門学校に「地域年金展開事業」の協力依頼のため、ブロック本部と厚生局との連名通知を直接持参し、アプローチを行ったところ、二校において年金ゼミナーを実施することになった。

瀬川副所長は、「地域年金展開事業は始まったばかりです。来年度以降も広げていけるように積極的に展開していきたいです」と抱負を語る。

箕輪裕二副所長は、民間企業から機構の職員採用に応募した。平成二二年一月から大田年金事務所の厚生年金適用調査課長を務め、平成二四年四月から新宿年金事務所の副所長を務め

事務所内外で重責を担っているが、業務そのものについては、都内有数の歓楽街を抱える特有の地域性のなか、特に徴収・適用の基幹業務の実績向上に重点的に取り組まなければならないのが福島所長のいまの課題である。職員の構成が複雑ななか、スキルアップのために各課で勉強会を開いているほかに、特に経験の浅い職員向けに「自己学習」という形で所内のネットワークで算定業務や後納制度に関するQ&Aを掲載し、定期的に学習できるシステムを設けている。

生命保険会社では、生命保険会社やコンピュータシステム会社の勤務経験をもち、生命保険会社での経験が長い。

生命保険会社では、商品開発のため、公的年金制度の仕組みを勉強する機会をもち、年金額試算などのシステムづくりの開発をした経験もある。また、ファイナンシャルプランナーの資格も取得している。社会保険庁批判がマスコミを賑わせているなかで機構職員に応募したわけだが、「苦しいときは長く続かない」との信条から、応募することになった大きな抵抗はなかった。実際、時間がたつとともに徐々に苦情がなくなってきたという。

箕輪副所長は、新宿年金事務所では、年金記録課長を併任する

課長・副所長に聞く

本田電一総務調整課長は、平成二四年四月に新宿年金事務所に赴任した。それまでも総務関係の経験は長かったが、さすがに二四七名もの職員を抱えてい

る。職員の間では好評だという。今後の抱負について福島所長はこう語る。「職員間の風通しがよく、コミュニケーションの円滑な職場づくりを目指したいです。また、事務所の規模が大きく、職員個々の業務が特化しているだけに職員全員が広くスキルアップして、どの部署でも応援できるような態勢が理想です。そのためには、職員の育成が鍵になります。とにかく職員一人ひとりが個々のスキルアップを目指していけるような環境づくりに努めていきたいです」。

とともに、国民年金課とお客様相談室を統括している。

新宿年金事務所管内の事業所数は約一万八、〇〇〇と圧倒的に多く、しかも厚生年金基金の加入事業所も多い。年金記録課の課員は九名だが、事務センターから紙コン・基金に関連する記録補正などの依頼件数も多く、その作業に日々追われている。

箕輪副所長は、「新宿年金事務所に来てようやく半年がたちました。今後は、事務所の規模が大きいだけに職員の教育や課と課の間のコミュニケーションに関して、うまく企画・立案して進めていきたいと考えています」と述べる。先に紹介した「自己学習」は、箕輪副所長が企画・立案したものである。

る年金事務所であり、都内の五大事務所の一つであると同時に、代表事務所でもあるだけに、課としての仕事と責任は重い。総務調整課は全国の代表事務所

設置されているが、課長職を置いているのは新宿年金事務所だけだ。総務調整課は、臨時職員二名を含む九名の課員からなる。総務調整課長として本田課長はこう述べる。「ここに来てまだ半年ですが、春が過ぎ、夏が過ぎ、秋が過ぎて、冬を迎えることになりました。職員の健康管理とともに、仕事以外の管理、使用者としての管理もあります。が、そうした面で総務として何ができるかを考えていかなければなりません。総務というのはいつ何が飛び込んでくるかわからないところがあります。その意味で、日々の仕事を着実にこなしていくことが大事です。職員の皆さんが無事に過ごしてくればよいです」。

小澤秀行厚生年金適用課長は、平成二三年一〇月から新宿年金事務所の厚生年金適用課長を務めている。ここ新宿年金事務所では、適用業務と調査業務が別の課で行われている。その厚生年金適用課だけで課員数は二三名にのぼる。

小澤課長によれば、適用と調査は不可分であって、二つに分かれていることで非常にやりにくい面もあるという。こうした組織編成をしているのは、都内の五大自然事務所だけである。適用業務と調査業務が分けられているのには理由がある。それは管轄する事業所数等の規模の大きさである。新宿年金事務所の管轄事業所数は約一万八、〇〇〇、厚生年金保険の被保険者数は七八万人にも及ぶ。

小澤課長はこう語る。「適用業務と調査業務が分かれているた

めに、適用と調査が一体となっている事務所よりは職員のスキルの幅が狭くなりがちだと思えます。そうしたなか職員のスキルをいかに上げていくかが課題です。それとともに、できるだけ事務処理誤りが起きないように努めたいです。また、ここ新宿では、適用業務のみに専門特化しているだけに、課員には幅広い対応ができるようにスキルアップをさせていきたいです」。

橋本達也厚生年金調査課長は、平成二四年四月から新宿年金事務所の厚生年金調査課長を務めている。厚生年金調査課は、橋本課長を含めて一五名である。適用業務と調査業務が分かれているが、橋本課長は、それだけに仕事内容がはっきりしていて、業務量が多いわりにはやりやすいという。調査課の業務は、未適用事業所の適用促進と事業所の調査などを扱っている。橋本課長は、新宿年金事務所管内の未適用事業所の特徴として、外国人と飲食業が多いこと、そしてこれらの事業主の加入意識が低い点を指摘する。ちなみに、新宿年金事務所管内の未適用事業所数は約一万で、これを五名の課員が担当している。

職員のスキルアップのために、課内会議を毎週一回は必ず開き、一週間にあった問題点などを周知させている。今後の抱負について橋本課長は、「一年間の目標となる行動計画は達成できているので、未適用事業所に対する適用促進、一件でも多くの事業所に加入していただけるように頑張っていきたいです」と語る。

逸見修厚生年金徴収第一課長

は、平成二四年四月から新宿年金事務所の厚生年金徴収第一課長を務めている。ここ新宿年金事務所では、厚生年金徴収課も第一課と第二課に分かれている。第一課の業務は滞納処分の特化しており、第二課では計算・収納業務に特化している。第二課の課員数は一三名である。

新宿年金事務所管内の地域的特徴の一つに、約三、〇〇〇件という滞納事業所の多さがある。一人あたりの担当数が約三〇〇件ということになる。逸見課長によれば、二〇〇件くらいが限度で、限度を超えているという。滞納事業所の業種は、飲食業、不動産業からIT産業まで多種多様である。事業主の呼び出しを基本としているが、事業の継続中に財産を把握し滞納処分に入るのが原則だという。

逸見課長は今後の抱負についてこう語る。「滞納事業者の立場に立ってしまつと滞納処分はできません。私たちは正しいことを職務として行っているのだから、決して悪いことをしているわけではありません。優良事業主のためにも、心を鬼にして臨みます。納付相談にはきちんと対応し、少しでも目標に近づけるように頑張っていきたいです」。

植竹松子厚生年金徴収第二課長は、機構発足と同時の平成二二年一月から新宿年金事務所の厚生年金徴収第二課長を務めている。課員数は、特定業務職員一名を含めて五名からなる。

植竹課長によれば、第二課では、すべての業務処理結果を反映して保険料額が確定するため、社会保険全般の幅広い知識が必

要となるので、スキルアップも時間がかかり大変である。そして、そのスキルアップのために、すべてを平たく話す、わからないことは後で個別に対応するという方法をとっているという。さまざまな事象に対応すべく、事象発生の都度このようなやり方で職員に接している。まずは事務処理をこなして、そのことをマニュアルで確認し、最後に法令の条文にあたっていくという方法をとらせている。

植竹課長は今後の抱負についてこう語る。「事故ゼロを目指し法令に基づく業務処理を行い、達成感を共有したいと思えます。評価されない事故ゼロですが、達成したときの充実感は大変なものです」。

栗原尚王国民年金課長は、平成二四年六月にここ新宿年金事務所に赴任した。栗原課長のもとには、国民年金課の課員二二名のほかに東京国民年金電話センターの二七名と合わせて四八名の職員がいる。

新宿年金事務所管内では、大都市特有の納付率の低さがある。現年度納付率は四〇％台、過年度と合わせた納付率は五〇％台となっている。行動計画に基づいた取組みを実施して、納付率向上と被保険者に年金制度を理解してもらうように各種施策を実施している。また、平成二四年六月から一月にかけて三六件の強制徴収に着手した。

今後の抱負について栗原課長はこう語る。「正確な事務処理、正しい年金記録、これらをもとに給付事務を行っていかたいです。正確な記録を保有すること

で免除・学生納付特例・後納等の各種案内が可能となっていますので、この点についてお客様の理解が深まればよいです。強制徴収も適宜実施して、納付率を上げていきたいです。年金制度に対する誤解や無理解を解消して保険料を納付していただき、将来の年金給付に結びつくように努力していきたいです」。

鈴木庸夫お客様相談室長は、平成二三年十月に新宿年金事務所に赴任した。新宿年金事務所に来る前は、神奈川県の高津年金事務所のお客様相談室長を務めていた。本紙に登場するのは二度目である。

一日の相談者数は平均六〇名ほどであるが、朝の時間帯には相談者は少なく昼前の一一時頃から午後二時・三時頃が混雑しやすいという。

新宿年金事務所のお客様相談室は正規職員七名、准職員六名、特定職員四名の一七名からなる。相談ブースは六ブース設置されている。一七名という大所帯のお客様相談室では、室内研修は、もっぱら年金見込額試算の研修をメインに行っているという。

鈴木室長はこう述べる。「年金の仕事は、サービスの提供という点では民間と同じ視点で行わなければなりません。その一方で保険料を徴収したり給付を行うという重要な公的な側面ももっています。サービスという面では民間と同じ視点が必要ですが、他方で国としての義務と責任ある相談態勢を築いていくことが必要だと考えています」。

「障害年金と診断書」

平成24年7月版

発刊のご案内

『診断書を作成される医師のための障害年金と診断書（障害基礎年金・障害厚生年金）』平成24年7月版を発行いたしました。

障害年金（障害基礎年金・障害厚生年金）では、支給対象となる障害の程度は、「障害認定基準」に基づいて審査が行われますが、その際、障害の部位によって定められた8種類の「診断書」をはじめ必要な書類を提出する必要があります。

今回の改訂版では、平成24年5月末の「障害認定基準」の改訂およびそれに基づく診断書の改訂などを取り込んで、全部で16の診断書記載事例を交えながら、障害年金の概要および診断書の記載上の留意点などを詳しく解説しています。**（本書では、平成24年9月1日からの実施事項を盛り込んでいます。）**

定価：1,890円（税込）・送料別途実費

お問い合わせは
制作・発行・販売 **年友企画株式会社**

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-5-3 児谷ビル5F
TEL.03-3256-1711 FAX.03-3256-8928
http://www.nen-yu.co.jp



「ねんきん定期便」の 節目年齢が変わります

日本年金機構では、毎年、国民一人ひとりに、年金加入記録を確認するとともに、年金制度に対する理解を深めることを目的として「ねんきん定期便」を送付しています。

「ねんきん定期便」は、通常はハガキで送付されています。しかし、三五歳、四五歳および五八歳の年齢は、年金の受給に必要となる加入期間を確保するための節目となる年齢であったり、年金の請求を間近に控えている年齢であるために、節目年齢と位置づけられ、これらの年齢の人には封書で「ねんきん定期便」が送付されています。

年金記録の整備に要する期間が短縮してきたことなどから平成二五年度以後は、この節目年齢のうち五八歳が五九歳に変更されます。

「ねんきん定期便」の概要

三五歳、四五歳および五八歳の節目年齢以外の人には、ハガキの「ねんきん定期便」が送付され、次のような内容が記載されています。

- 五〇歳未満の人
- ・これまでの年金加入期間
- ・これまでの加入実績に応じた年金額
- ・これまでの保険料納付額
- ・最近の月別状況

- 五〇歳以上の人
- ・これまでの年金加入期間
- ・老齢年金の見込額
- ・これまでの保険料納付額
- ・最近の月別状況
- ※すでに年金を受給している人には老齢年金の見込額は知らされていません。
- 一方、三五歳、四五歳および五八歳の節目年齢の人には、封書による「ねんきん定期便」が送付され、次のような内容が記載されています。

- 三五歳・四五歳の人
- ・これまでの年金加入期間
- ・これまでの加入実績に応じた年金額
- ・これまでの保険料納付額
- ・これまでの加入履歴
- ・厚生年金の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況
- ・これまでの国民年金保険料の納付状況
- 五八歳の人
- ・これまでの年金加入期間
- ・老齢年金の見込額

- ・これまでの保険料納付額
- ・これまでの加入履歴
- ・厚生年金の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況
- ・これまでの国民年金保険料の納付状況
- 封書の「ねんきん定期便」には、年金加入記録の確認方法などを詳しく記載したパンフレットや、年金加入記録に「もれ」や「誤り」があった場合に提出するための「年金加入記録回答票」が同封されています。
- 平成二五年度中に五八歳または五九歳になる人
- 昭和二九年四月二日～昭和三〇年四月一日生まれの人
- 平成二五年度中に五九歳になる昭和二九年四月二日から昭和三〇年四月一日までに生まれた人は、平成二四年度中の誕生日である五八歳時に封書の「ねんきん定期便」が送付されているため、平成二五年度中の誕生日には、封書ではなくハガキの「ねんきん定期便」が送付されます。
- 昭和三〇年四月二日～昭和三年四月一日生まれの人
- 平成二六年度中に五九歳になる昭和三〇年四月二日から昭和三年四月一日までに生まれた人は、平成二六年度中の誕生日に封書の「ねんきん定期便」が送付されます。

人は、平成二四年度中の誕生日である五八歳時に封書の「ねんきん定期便」が送付されているため、平成二五年度中の誕生日には、封書ではなくハガキの「ねんきん定期便」が送付されます。

●昭和三〇年四月二日～昭和三年四月一日生まれの人

平成二六年度中に五九歳になる昭和三〇年四月二日から昭和三年四月一日までに生まれた人は、平成二六年度中の誕生日に封書の「ねんきん定期便」が送付されます。

【案内】この記事は市区町村の広報誌(紙)にそのまま掲載していただけます。なお、この記事は当協会のHPからテキストデータとしてダウンロードできますので、自由にお使いください。

第四回サービス・業務改善コンテスト開催

日本年金機構は、平成二四年二月二五日、日本年金機構本部で「第四回サービス・業務改善

コンテスト」を開催した。このコンテストは全国の年金事務所及び事務センターから、サービス・業務改善の取組みを募集し、全国での活用を図るために実施されている。

当日は、各ブロックの予備審査で選出された九つの取組みが発表され、審査が行われた。



優勝した中福岡年金事務所は「窓口対応ツール(交換機能)～」を題し、業務システム構築により窓口業務の効率化を図った事例を紹介。このツールは協会けんぽ記号から年金事務所整理記号への

変換、資料の検索など、二種の業務が行える。すでに九州ブロック本部内の一八か所の年金事務所でこのツールは導入されており、今後も導入が検討されている。

準優勝の秋田事務センターの取組みは、「障害基礎年金所得状況届連名簿の受付簿の電子化」。定時届業務における所得状況届連名簿を電子化・共有し、「受付簿検索システム」を開発したことから業務の効率化と事務処理誤りの軽減につながったと報告された。

第三位は二事例が選ばれ、北海道事務センターの「算定基礎受付進捗管理の効率化と情報の共有について」、鳥取事務センターの「年金分割のための情報提供請求書処理時の効率化システムについて」が受賞した。特別賞には愛媛事務センターが発表した、「普段着の業務改善による業務の効率化・カエル化、ミエリ化、キレイ化のすすめ」が選ばれた。

その他の発表は次の通り。

- ▼水戸北年金事務所：「お客様への説明内容充実と国民年金の理解度を高める」
- ▼府中年金事務所：「簡単便利！「管理・検索ツール」四連打」
- ▼名古屋北年金事務所：「全職員参加型CS向上への取組について」
- ▼明石年金事務所：「気になる電話アンケート」に基づく電話対応改善研修」

「年金図書」平成24年度改訂のご案内 好評発売中



●国民年金ハンドブック (平成24年度版)

A5判 定価2,520円(本体2,400円+税)

制度の仕組みと給付の受け方を、わかりやすく、詳しく解説。届出・請求書の様式は記載例つきで収録。



●年金相談の手引 (平成24年度版)

A5判 定価4,200円(本体4,000円+税)

国民年金・厚生年金の受給要件・年金額・諸手続きを図解・記載例などにより、わかりやすく解説した年金実務書の決定版。



●年金相談AからZ (平成24年度版)

B5判 定価2,310円(本体2,200円+税)

東京都社会保険労務士会 企画
東京社会保険労務士協同組合 編集
年金相談の心得、国民年金・厚生年金制度のしくみ、老齢・障害・遺族給付をわかりやすく解説。Q&A形式で、詳細な説明により、より深くポイントが理解できるよう編集。



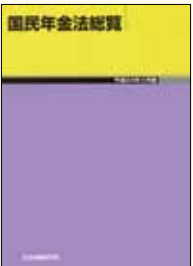
●現場力を高める!! 年金相談Q&A (平成24年度版)

Vol.1 老齢年金加入と請求手続き B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)

Vol.2 老齢年金一年金額の計算 B5判 定価1,260円(本体1,200円+税)

Vol.3 遺族年金と障害年金 B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)

年金相談に携わる人を対象に、具体的な相談例を挙げてQ(問題)とA(解答)および解説を掲載。問題の例文を読み、考え、かつ解くことで、相談者に的確に答えられるように編集。年金相談の現場力を自らの力とし、高めることができる問題集。



●国民年金法総覧 (平成24年4月版)

B5判 定価4,410円(本体4,200円+税)

法律の条文ごとに、関係政令・省令・通知等を収載し、法令上の根拠、行政解釈・事務取扱いの全容が体系的にわかるように編集。

株式会社 社会保険研究所

東京 ☎(03) 3252-7901 関西 ☎(06) 6765-7836
中部 ☎(052) 951-0261 中国 ☎(082) 223-2707
<http://www.shaho.co.jp/shaho>